

令和5年1月17日
株式会社佐賀銀行

「預金規定」改定のお知らせ

平素より佐賀銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

当行は、お手続きの円滑化を図るため、個人である預金者本人によるお手続きで当行が認めた場合に限り、届出の印章を不要とする取扱いを開始いたします。これに伴い下記のとおり預金規定等を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 対象規定

- (1) 普通預金規定
- (2) 貯蓄預金規定
- (3) Web口座規定

2. 改定内容

- (1) 普通預金規定・貯蓄預金規定（抜粋）
下線部を追加

5. 【預金の払戻し】

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、当行所定の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

9. 【印鑑照合】

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 第5条第2項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他の書類が本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) Web口座規定(抜粋)

下線部を追加および商品名の変更

15.(印鑑照合)

(1)諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2)払戻請求書、諸届その他の書類が本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

<本文内の商品名変更>

変更前	変更後
さぎんインターネット・モバイルバンキングサービス	さぎんインターネットバンキング
インターネットバンキングーLite版	Wallet+

3. 改定日

令和5年2月1日(水)

以 上